

①「国家公務員倫理規定」における供応接待等の扱い

第三条（禁止行為）職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。（一～五項、九項は略）

六 利害関係者から供応接待を受けること。

七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

八 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

第八条（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、**自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督官が定める事項を倫理監督官に届け出なければならない。**（以下、略）

一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

＜参考＞「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成13年1月6日閣議決定）

1、国務大臣、副大臣及び大臣政務官の服務等

(6)関係業者との接触等

①関係業者との接触に当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈物や便宜供与を受けること等であって国民の疑惑を招くような行為をしてはならない。

典：「国家公務員倫理規
」「国務大
、副大臣及
大臣政務官
範」より引

議院予算
委員会（令和
年3月15日
国民民主
新緑風会

矢田わか子